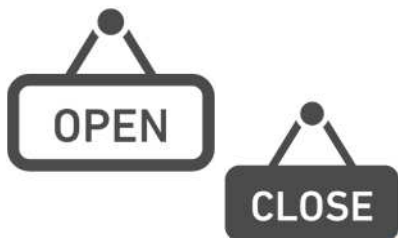


新型コロナウイルス感染症で休業を検討中・
すでに休業してしまっている企業様へ



営業時間を短縮した



ローテーションを組んで
社員を時短勤務にした



その休業、
雇用調整助成金の
対象の可能性が
あります。



新入社員は家で
研修を受講している



前年同月で売り上げが
変わっていない

雇用調整助成金

いっしょに再確認してみませんか？

4月以降要件が緩和されました。2月、3月時点で対象にならないと諦めていた企業様
MRパートナーズと一緒に再度確認をしてみませんか？

お問い合わせ先

社会保険労務士法人MRパートナーズ むさしの労政

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F

tel:0422-27-6215 mail: mr-corona@rousei.com <http://rousei.com/>

LINE公式アカウントID : @232wrxde LINE公式アカウントQRコード →

